

新潟県立看護大学振興協力会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、「新潟県立看護大学振興協力会」と称する。

(組織)

第2条 本会は、本会の目的に賛同する企業（法人）、自治体・公共機関等の団体及び個人をもって組織する。

(設立年月日)

第3条 本会は、平成26年7月30日に設立する。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、新潟県上越市新南町240番地 新潟県立看護大学内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、新潟県立看護大学と地域との交流を推進し、相互理解を深めることにより、新潟県立看護大学と地域の連携を促進し、もって新潟県立看護大学の教育研究等の発展・充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 新潟県立看護大学の教育研究、広報活動に対する支援
- (2) 新潟県立看護大学と会員との相互の情報交換
- (3) 新潟県立看護大学と会員との連携及び交流を促進するための事業
- (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

第3章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 事務局長 1名

(役員を選任)

- 第8条 会長は、第13条に定める総会において会員の互選により選出する。
- 2 役員(会長を除く。)は、会員のうちから会長が指名する。ただし、事務局長は新潟県立看護大学の職員から指名するものとする。

(役員職務)

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長がこれを代理する。
- 3 監事は、会務の状況及び会計を監査する。
- 4 幹事は、本会の事業を企画し、実施する。
- 5 事務局長は、本会の事務を掌理する。

(役員任期)

- 第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 顧問

(顧問)

- 第11条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるができる。

第5章 会議

(会議種別)

- 第12条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

- 第13条 総会は、会長が招集して、原則として毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 2 総会は次の事項を審議する。
- (1) 会長の選任、解任
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 会則の制定及び改廃
 - (5) その他本会の目的遂行に必要と認める事項
- 3 総会は、会長が議長となる。

(役員会)

第14条 役員会は、本会の事業運営及び総会に附議すべき事項を審議するものとする。

- 2 会議は、これを構成する者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会 計

(経費)

第15条 本会の活動経費は、会員の年会費及びその他の収入をもって充てる。

2 年会費は、次のとおりとする。

区 分	金 額
法人等の団体	一口 20,000円以上
個 人	一口 2,000円以上

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第7章 その他

(雑則)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本会則は、平成26年7月30日から施行する。
- 2 この会則の施行後、初めて選任された役員は、第10条の規定にかかわらず、選任された日から平成28年7月31日までとする。
- 3 この会則の施行後、最初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、施行の日から平成27年7月31日までとする。